

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 「(1) 〓 (13) 略」 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。) 〓 及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (15) 「略」 (16) 「略」 (17) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。) 〓 及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (18) 「略」 (19) 「略」 (20) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。) 〓 に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (21) 〓 (26) 「略」 (27) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (28) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステム(無線局根本基準第三条第二号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の陸上移動局を除く。)に係るもの (29) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 「三〓七の二 略」 七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。) 「(1)・(2) 略」 (3) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (4) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)に係るもの	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 同上」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 「(1) 〓 (13) 同上」 「新設」 (14) 「同上」 (15) 「同上」 「新設」 (16) 「同上」 (17) 「同上」 「新設」 (18) 〓 (23) 「同上」 (24) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (25) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステム(無線局根本基準第三条第二号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の陸上移動局を除く。)に係るもの 「新設」 「三〓七の二 同上」 七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。) 「(1)・(2) 同上」 (3) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (4) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)に係るもの

(5) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 七の四 ローカル 5 G の無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 〔(1) 略〕 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔略〕 (3) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔八〽十 略〕 十一 前条第二項第二号に規定する基地局 〔(1) 〔(18) 略〕 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第七項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第八項に規定する技術基準 十二 〔略〕	〔新設〕 七の四 〔同上〕 〔(1) 同上〕 〔新設〕 〔同上〕 〔新設〕 〔八〽十 同上〕 十一 〔同上〕 〔(1) 〔(18) 同上〕 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第六項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第七項に規定する技術基準 十二 〔同上〕
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 訂 後	改 訂 前
別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [様式略] [注1～15 略] 16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。 [(1)～(4) 略] (5) <u>ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。）の無線局及び広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。）の無線局であって、2.575MHzを超え2.595MHz以下の周波数の電波を使用するもので、単純反射板（電源を使用せずかつ電波を増幅・集約しないものであって、反射により伝搬方向を変化させることで電波の到達方向を変える装置）を使用する場合は、「単純反射板を使用する。」と記載すること。</u> [17～27 略]	別表第二号の二第2 [同左] [様式同左] [注1～15 同左] 16 [同左] [(1)～(4) 同左] [新設] [17～27 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の「」を省略を付した懸記部分を除く全体に付した省略は付記しない。	

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前				
(定義) 第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 「一〇四の六 略」 四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。 「五〇十六 略」 （シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局等の無線設備） 第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル 5 G の無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。 「表略」 「一・二 略」 二 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 「イホ 略」 「四 略」 五 第三号（ホに規定する条件を除く。）の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について適用する。この場合において、同号中「前二号」とあるのは「第一号（く）に規定する条件を除く。）及び前号」、同号中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」、同号中の表を次の表のとおりと読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>チャンネル間隔(㎐)</td><td>周波数幅(㎐)</td></tr> <tr> <td>五</td><td>四・五二五</td></tr> </table>	チャンネル間隔(㎐)	周波数幅(㎐)	五	四・五二五	(定義) 第三条 「同上」 「一〇四の六 同上」 四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。 「五〇十六 同上」 （シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局等の無線設備） 第四十九条の六の十二 「同上」 「表同上」 「一・二 同上」 二 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 「イホ 同上」 「四 同上」 「新設」
チャンネル間隔(㎐)	周波数幅(㎐)				
五	四・五二五				

、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ」ホ 略]

四 前号の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、前号中「前二号」とあるのは「第一号（べに規定する条件を除く。）及び前号」と読み替えるものとする。

「2・3 略」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二・五四五MHzを超え二・六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 略」

「2 略」

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五項に規定するものを除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 略」

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

「四 略」

「4 略」

5 第三項の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第一号ホに規定する条件を除く。）」「同項第二号中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」と読み替えるものとする。

6～9 「略」

別表第二号（第6条関係）

「第1～第11 略」

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符

でなければならない。

「イ」ホ 同上]

「新設」

「2・3 同上」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 「同上」

「一・二 同上」

「2 同上」

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 同上」

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

「四 同上」

「4 同上」

「新設」

5～8 「同上」

別表第二号（第6条関係）

「第1～第11 同左」

第12 「同左」

号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1 ～ 5 略]

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備

[(1) 略]

(2) 第 49 条の 6 の 12 第 1 項に規定する陸上移動局の無線設備

ア チャンネル間隔が 5 MHz のもの 5 MHz

イ～ス [略]

セ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてイからシまでに定める値

ソ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからエまでに定める値（ただしローカル 5 G の無線局の無線設備にあつてはイ又はエに限る。）

(3) 第 49 条の 6 の 12 第 2 項に規定するに規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備

[ア～カ 略]

キ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてア又はイに定める値

[1 ～ 5 同左]

6 [同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

[新設]

ア～シ [同左]

ス 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからサまでに定める値

[新設]

(3) [同左]

[ア～カ 同左]

[新設]

〔(4) 略〕 〔第13～第51 略〕 第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1 から第4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。 〔1 略〕 2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備 <u>(1) チャネル間隔が5 MHz のもの 5 MHz</u> <u>(2) 〔略〕</u> <u>(3) チャネル間隔が1.5 MHz のもの 1.5 MHz</u> <u>(4)～(7) 〔略〕</u> <u>(8) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて（4）から（7）までに定める値</u> <u>(9) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて（2）及び（4）から（7）までに定める値</u> <u>(10) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて（1）から（4）までに定める値</u> 〔第53～第80 略〕	〔(4) 同左〕 〔第13～第51 同左〕 第52 〔同左〕 〔1 同左〕 2 〔同左〕 〔新設〕 <u>(1) 〔同左〕</u> 〔新設〕 <u>(2)～(5) 〔同左〕</u> <u>(6) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて（2）から（5）までに定める値</u> <u>(7) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて（1）から（5）までに定める値</u> 〔新設〕 〔第53～第80 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び右欄規定の11番傍線を付した懸記部分を除く全表に付した傍線は注記もある。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。 〔一〇十一の三十の二 略〕 十一の三十の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 〔十一の三十一〇十一の三十一の四 略〕 十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の三十二の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の三十二の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 〔十一の三十三〇十一の三十四 略〕 十一の三十四の二 設備規則第四十九条の六の十三第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 〔十二〇五十四の四 略〕 五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第二項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の三 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第八項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の四 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第六項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備 五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 五十四の六の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第九項においてその無	(特定無線設備等) 第二条 〔同上〕 〔一〇十一の三十の二 同上〕 〔新設〕 〔十一の三十一〇十一の三十一の四 同上〕 十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の三十二の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 〔新設〕 〔十一の三十三〇十一の三十四 同上〕 〔新設〕 〔十二〇五十四の四 同上〕 五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の三 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の五の四 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備 五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 五十四の六の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第八項においてその無

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の三 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項においてその無

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

[五十五〜八十一 略]

[2 略]

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

[（1）（2）略]

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

[表 別紙一 挿入]

[注1〜23 略]

[イ・ウ 略]

[1]・[二] 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと

する。

[様式略]

[注1〜3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	DQ
第2条第1項第11号の30の3に掲げる無線設備	PQ
[略]	[略]
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	HQ
第2条第1項第11号の32の3に掲げる無線設備	QQ
[略]	[略]

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

[新設]

[五十五〜八十一 同上]

[2 同上]

別表第一号 [同上]

一 [同上]

[（1）（2）同上]

(3) [同上]

[同上]

ア [同上]

[表 別紙一 挿入]

[注1〜23 同上]

[イ・ウ 同上]

[1]・[二] 同上]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1〜3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	DQ
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	HQ
[同左]	[同左]

十四 貳

第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R	第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R
第2条第1項第11号の34の2に掲げる無線設備	R Q		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q	第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q
第2条第1項第54号の6の3に掲げる無線設備	S Q		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
〔5 略〕		〔5 同左〕	

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

[illegible]

																				略	四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
																				略	
																				設無二十の第一一条第二 備線のの三号十項第二	
																				設無三十の第一一条第二 備線のの三号十項第二	
																				略	
																				備線のの十の第一一条第 設無二二三号十項第二	
																				備線のの十の第一一条第 設無三二三号十項第二	
																				略	
																				備線の十の第一一条第 設無四三号十項第二	
																				備線のの十の第一一条第 設無二四三号十項第二	
																				略	
																				設無二六号十第一一条第 備線のの四五項第二	
																				設無三六号十第一一条第 備線のの四五項第二	
																				略	

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前																		
〔一〇六 略〕 六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル５Ｇ（設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性 １ 時分割複信方式を用いるものの受信設備 （１） 二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備 ア 感度 〔ウ 略〕 （イ） 陸上移動局の感度 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の（イ）又は（ロ）の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び各表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた各表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。 <table><tr><th>周波数帯域（GHz）</th><th>チャンネル間隔（MHz）</th><th>基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 〔注 略〕 （ロ）（イ）に掲げるもの以外 <table><tr><th>周波数帯域（GHz）</th><th>チャンネル間隔（MHz）</th><th>基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</th></tr><tr><td>二・三三〇を超え二・三三三</td><td>五</td><td>（－） 九六・五</td></tr></table>	周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	〔略〕	〔略〕	〔略〕	周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	二・三三〇を超え二・三三三	五	（－） 九六・五	〔一〇六 同上〕 六の二 〔同上〕 １ 〔同上〕 （１） 〔同上〕 ア 〔同上〕 〔ウ 同上〕 （イ） 陸上移動局の感度 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。 <table><tr><th>周波数帯域（GHz）</th><th>チャンネル間隔（MHz）</th><th>基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</th></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table> 〔注 同上〕 〔新設〕	周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																	
〔略〕	〔略〕	〔略〕																	
周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																	
二・三三〇を超え二・三三三	五	（－） 九六・五																	
周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（－ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																	

ヤ〇以下	一〇	(一) 九三・三
	一五	(一) 九二・五
	二〇	(一) 九〇・二
三・四を超え三・八以下	五	(一) 九五・五
	一〇	(一) 九二・三
	一五	(一) 九〇・五
三・八を超え四・一以下	二〇	(一) 八九・二
	五	(一) 九五・〇
	一〇	(一) 九一・八
四・五を超え五・〇以下	一五	(一) 九〇・〇
	二〇	(一) 八八・七
	五	(一) 九五・五
	一〇	(一) 九二・三
	一五	(一) 八九・二
	二〇	(一) 八八・七

イ ブロッキング特性

〔 7 〕 略

(イ) 陸上移動局のブロッキング特性

(i) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。)

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、同表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この(i)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第二妨害波を(一)四四デシベルの電力で加えた場合において、各スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力 と基準感度の差分 (dB)	三 第一妨害波の 離調周波数 (MHz)	四 第二妨害波の 離調周波数 (MHz)
五	六	一〇	一五以上
一〇	六	一二・五	一七・五以上
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 〔同上〕

〔 7 〕 同上

(イ) 〔同上〕

(i) 〔同上〕

〔同上〕

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力 と基準感度の差分 (dB)	三 第一妨害波の 離調周波数 (MHz)	四 第二妨害波の 離調周波数 (MHz)
〇	六	一二・五	一七・五以上
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

ウ 隣接チャネル選択度
〔(6)・(8) 略〕
〔(7) 略〕

(4) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

- (i) 一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル分高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）
五	五	四五・五
一〇	七・五	四五・五
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔(4)・(5) 略〕

エ 相互変調特性

〔(7) 略〕

(4) 陸上移動局の相互変調特性

- (i) 一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	チャネル間隔	二	希望波の受信電力	三	変調のない妨害波	四	変調された妨害波
---	--------	---	----------	---	----------	---	----------

〔(6)・(8) 同上〕

ウ 〔同上〕

〔(7) 同上〕

(4) 〔同上〕

- (i) 〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）
一〇	七・五	四五・五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔(4)・(5) 同上〕

エ 〔同上〕

〔(7) 同上〕

(4) 〔同上〕

- (i) 〔同上〕

〔同上〕

一	チャネル間隔	二	希望波の受信電力	三	変調のない妨害波	四	変調された妨害波
---	--------	---	----------	---	----------	---	----------

(MHz)	と基準感度の差分 (dB)	害波の離調周 波数 (MHz)	害波の離調周 波数 (MHz)
五	六	一〇	二〇
〇	六	一二・五	二五
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔ロ〕 略

- (2) 二七MHzを超え二九・五MHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

ア 感度

〔ア〕 略

- (イ) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(イ)又は(ロ)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び各表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた各表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

(イ) 設備規則第四十九条の六の十二第二項各号（第五号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(ロ) (イ)に掲げるもの以外

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
二七を超え二九・五以下	五〇	(一) 八二・八九
	一〇〇	(二) 七九・八九

〔イ〕 エ 略

- 2 周波数分割複信式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

- (1) 感度

〔ア〕 略

(MHz)	と基準感度の差分 (dB)	害波の離調周 波数 (MHz)	害波の離調周 波数 (MHz)
一〇	六	一二・五	二五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔ロ〕 同上

- (2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔ア〕 同上

- (イ) 〔同上〕

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔新設〕

〔イ〕 エ 同上

- 2 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

- (1) 〔同上〕

〔ア〕 同上

イ 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(i)又は(ii)の名表の上欄に掲げる周波数帯域及び各表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた各表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(i) 設備規則第四十九条の六の十三第一項各号（第四号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

(ii) (i)に掲げるもの以外

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
七七三を超え八〇三以下	五	(一) 九五・三
	一〇	(一) 九一・八
	一五	(一) 八九・八
	二〇	(一) 八七・一
八六〇を超え八七五以下	五	(一) 九四・三
	一〇	(一) 九〇・八
	一五	(一) 八九・〇
	二〇	(一) 八三・九
八七五を超え八九〇以下	五	(一) 九四・八
	一〇	(一) 九一・一
	一五	(一) 八九・三
	二〇	(一) 八三・一
九四五を超え九六〇以下	五	(一) 九三・八
	一〇	(一) 九〇・一
	一五	(一) 八七・七

イ 「同上」

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔新設〕

	二〇	(一) 八三・一		
「四七五・九を超え」	五	(一) 九六・八		
「五〇・九以下」	一〇	(一) 九三・一		
	一五	(一) 九一・三		
	二〇	(一) 八六・一		
「八〇五を超え」	五	(一) 九三・八		
「〇以下」	一〇	(一) 九〇・一		
	一五	(一) 八八・三		
	二〇	(一) 八七・一		
「一一〇を超え」	五	(一) 九六・八		
「〇以下」	一〇	(一) 九三・一		
	一五	(一) 九一・三		
	二〇	(一) 九〇・一		
「(2)～(4) 略」 「七～二十四 略」 「(2)～(4) 同上」 「七～二十四 同上」				
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。				

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

必 出 添		必 出 欄	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 [同左]	
項目	コード	項目	コード
[略]	[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第7項</u> 及び <u>第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C	設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第6項</u> 及び <u>第8項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第8項</u> 及び <u>第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B	設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第7項</u> 及び <u>第8項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N 1 R C		
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 1 R C		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通	T D N 2 R C		

信を行う無線局の無線設備			
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 2 R C		
設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R	設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R
設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R R C		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R	設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R
設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R R	設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R R
設備規則第49条の29の2第1項、第5項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A R C		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は任意である。			

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項、第四十九条の二十九の二第一項第二号、第四項第五号及び第八項並びに別表第三号45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一・二 略〕

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

〔一〕 略

〔二〕 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値であること。

一 チャネル間隔 (㎐)	二 離調周波数 (㎐) (注)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	五	二デシベル
一〇	一〇	一〇	二デシベル
一五	一五	一五	二・八七デシベル
二〇	二〇	二〇	三デシベル
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注〕 略

〔2〕 略

〔三〕 略

〔2・3 略〕

4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

〔一〕 略

〔二〕 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (㎐)	離調周波数 (㎐) (注)	不要発射の強度の許容値
---------------	---------------------	-------------

改正前

〔一・二 同上〕

二 〔同上〕

1 〔同上〕

〔一〕 同上

〔二〕 同上

(1) 〔同上〕

〔同上〕

一 チャネル間隔 (㎐)	二 離調周波数 (㎐) (注)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一〇	一〇	一〇	二デシベル
二〇	二〇	二〇	三デシベル
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注〕 同上

〔2〕 同上

〔三〕 同上

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕 同上

〔二〕 同上

(1) 〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔 (㎐)	離調周波数 (㎐) (注)	不要発射の強度の許容値
---------------	---------------------	-------------

五	七・五以上八・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	八・五以上一二・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
一〇	一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	一五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
一五	一二・五以上二二・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	二二・五以上二七・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔2〕 略〕

〔三〕 略〕

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔一〕 略〕

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注 二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔

一〇	一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	一五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔2〕 同上〕

〔三〕 同上〕

5

〔同上〕

〔一〕 同上〕

(二) 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

注 二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをす ヤネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上とな る周波数帯に限り適用する。	〔2〕 略	〔2〕 同上
	〔三〕 略	〔三〕 同上
	〔6〕 8 略	〔6〕 8 同上
備考 表中の「 」の記載は注記である。		

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号及び第四号ハ、第二項第二号及び第四号ハ並びに第七項並びに別表第三号 17 (3) の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル 5 G の無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件

1

設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置

ア

一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・ニデシベル（空中線電力が二三dBm以下である場合は一九・ニデシベル）以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
五	五	四・五二五
一〇	一〇	九・三七五
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注〕 略

〔イ・ウ〕 略

〔(3)・(4)〕 略

2

設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア

一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装

改正前

一

〔同上〕

1

〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 〔同上〕

ア

〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三七五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注〕 同上

〔イ・ウ〕 同上

〔(3)・(4)〕 同上

2

〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 〔同上〕

ア

〔同上〕

置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注1)	三 周波数幅 (MHz)	四 相互変調波の 電力の許容値 (dBc) (注2)
五	五	四・五二五	(一) 二九
	一〇	四・五二五	(一) 三五
一〇	一〇	九・三七五	(一) 二九
	二〇	九・三七五	(一) 三五
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注1・2 略〕

〔イ 略〕

〔3〕5 略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	不要発射の強度の許容 値
五	一未満	任意の五〇kHzの帯域幅 における平均電力が（ 一）一一・二dBm以下の 値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの 帯域幅における平均電 力が（一）八・二dBm以

〔同上〕

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注1)	三 周波数幅 (MHz)	四 相互変調波の 電力の許容値 (dBc) (注2)
一〇	一〇	九・三七五	(一) 二九
	二〇	九・三七五	(一) 三五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔略〕

〔注1・2 同上〕

〔イ 同上〕

〔3〕5 同上〕

6 〔同上〕

〔(1) 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	不要発射の強度の許容 値

- 7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。
- 〔(1) 略〕
- (2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置
- 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔略〕	一〇				
〔略〕		一〇以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
〔略〕		一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値		
〔略〕		一未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	六以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
〔略〕				五以上六未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
〔略〕					下の値
〔注1・2 略〕					
「イ 略」					

- (1) 同上
- (2) 同上

- 7 同上
- 「イ 同上」

〔注1・2 同上〕

〔同上〕	一〇				
〔同上〕		一〇以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
〔同上〕		一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値		
〔同上〕		一未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	六以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
〔同上〕				五以上六未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
〔同上〕					下の値
〔注1・2 同上〕					
「イ 同上」					

〔表略〕 注 1 五MHzチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 〔注 2 ～ 6 略〕 〔(3)・(4) 略〕 〔8・9 略〕 〔1 略〕 〔別図第一号・別図第二号 略〕	〔表同上〕 注 1 一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 〔注 2 ～ 6 同上〕 〔(3)・(4) 同上〕 〔8・9 同上〕 〔1 同上〕 〔別図第一号・別図第二号 同上〕
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の九から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の二、第十一号の二十の三、 <u>第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十の三、第十一号の三十二、第十一号の三十二の三、第十一号の三十四、第十一号の三十四の二、</u> 第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の二から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、 <u>第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六、第五十四号の六の三及び第六十三号に掲げる無線設備</u>	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の九から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の二、第十一号の二十の三、 <u>第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の二から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、<u>第五十四号の六及び第六十三号に掲げる無線設備</u></u>

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
【一 略】 一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又は Third Generation Partnership Project の技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。 【一 〽 略】 8 施行規則第十五条の三第二号(4)及び第七号の四(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 9 施行規則第十五条の三第二号(4)及び第七号の四(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 10 施行規則第十五条の三第二号(4)及び第七号の四(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 11 施行規則第十五号の三第二号(9)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準 12 施行規則第十五号の三第二号(20)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準 13 施行規則第十五条の三第二号(23)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準 14 施行規則第十五条の三第二号(24)及び第七号の二(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準 15 施行規則第十五条の三第二号(25)及び第七号の二(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準 16 施行規則第十五条の三第二号(27)及び第七号の二(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第九項に規定する技術基準 17 施行規則第十五条の三第二号(28)及び第七号の二(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 【三 略】	【一 同上】 二 【同上】 【一 〽 同上】 【新設】 8 施行規則第十五条の三第二号(4)及び第七号の四(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 【新設】 9 施行規則第十五号の三第二号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十三（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準 【新設】 10 施行規則第十五条の三第二号(20)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準 11 施行規則第十五条の三第二号(24)及び第七号の二(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準 12 施行規則第十五条の三第二号(25)及び第七号の二(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準 13 施行規則第十五条の三第二号(27)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準 【新設】 【三 同上】
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省訓令第**号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和*年**月**日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 略〕 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 〔(1)～(18) 略〕 (19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 ア 用語の意義 この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。 〔(7)～(7) 略〕 (7) <u>「単純反射板」は、電源を使用せずかつ電波を増幅・集約しないものであって、反射により伝搬方向を変化させることで電波の到達方向を変える装置のことをいう。</u> 〔イ～ス 略〕 セ その他 〔(7)・(イ) 略〕 (7) <u>免許に際しては、電波法第104条の 2 の規定により次の条件を付すものとする。</u> <u>A 基地局等（設備規則第49条の29の 2 に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）の免許</u> <u>「この無線局の運用に当たっては、サプライチェーン</u>	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 同左〕 第 2 〔同左〕 1 〔同左〕 〔(1)～(18) 同左〕 (19) 〔同左〕 ア 〔同左〕 〔同左〕 〔(7)～(7) 同左〕 〔新設〕 〔イ～ス 同左〕 セ 〔同左〕 〔(7)・(イ) 同左〕 (7) <u>基地局（設備規則第49条の29の 2 に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）の免許に際しては、電波法第104条の 2 の規定により次の条件を付すものとする。</u> <u>「この無線局の運用に当たっては、サプライチェーン</u>

ンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

B 基地局等（単純反射板を使用するものに限る。）の免許

「単純反射板の使用は、カバーエリア及び調整対象区域が、変更を生じない又は従前より狭まる場合に限る。」

[別紙(19)－1 略]

[(20)・(21) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

ア 用語の定義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(ハ) 略]

(ホ) 「単純反射板」は、電源を使用せずかつ電波を増幅・集約しないものであって、反射により伝搬方向を変化させることで電波の到達方向を変える装置のことをいう。

イ 電気通信業務用

[(ア)～(コ) 略]

(サ) その他

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A)～(H) 略]

(I) 基地局及び陸上移動中継局（単純反射板を使用するものに限る。）の免許

「単純反射板の使用は、カバーエリア及び調整対象区域が、変更を生じない又は従前より狭まる場合

リスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[別紙(19)－1 同左]

[(20)・(21) 同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)～(15) 同左]

(16) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(ハ) 同左]

[新設]

イ [同左]

[(ア)～(コ) 同左]

(サ) [同左]

[A 同左]

B [同左]

[(A)～(H) 同左]

[新設]

<u>に限る。」</u> [ウ 略] [別紙(16)－1～別紙(16)－4 略] (17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 ア 用語の意義 この(17)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。 [ア)～(ニ) 同左] (X) <u>「単純反射板」は、電源を使用せずかつ電波を増幅・集約しないものであって、反射により伝搬方向を変化させることで電波の到達方向を変える装置のことをいう。</u> イ 電気通信業務用 [ア)～(ケ) 略] (コ) その他 [A～C 略] D 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。 [A)～(D) 略] (E) <u>基地局等（単純反射板を使用するものに限る。）の免許</u> <u>「単純反射板の使用は、カバーエリア及び調整対象区域が、変更を生じない又は従前より狭まる場合に限る。」</u> [ウ 略] [別紙(17)－1・別紙(17)－2 略] [(18) 略] [第3～第5 略]	[ウ 同左] [別紙(16)－1～別紙(16)－4 同左] (17) [同左] ア [同左] [同左] [ア)～(ニ) 同左] [新設] イ [同左] [ア)～(ケ) 同左] (コ) [同左] [A～C 同左] D [同左] [A)～(D) 同左] [新設] [ウ 同左] [別紙(17)－1・別紙(17)－2 同左] [(18) 同左] [第3～第5 同左]
---	--

附 則

この訓令は、令和*年**月**日から施行する。